

令和7年度の個人町民税・県民税（個人住民税）において、次のとおり定額減税が実施されます。

1 定額減税の対象となる方

次の要件全てに該当する方
① 令和7年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1000万円を超えて、1805万円以下の方

② 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する納税義務者

2 定額減税額

1万円

※定額減税額が個人住民税所得割額を超える場合は、その所得割額が限度額となります

3 定額減税の実施方法

定額減税額は年税額から引かれ、徴収方法は、従来どおりとなります。

令和6年分の確定した所得税額などで調整給付額を再算定し、当初の調整給付額に不足が生じた方に対して追加で給付金を支給（不足額給付）します。

また、次のいずれかに該当する方は、支給対象になる可能性があります。

詳細については、決まり次第、**対象の方には通知を送付します**ので、内容などにご不明な点がありましたら、福祉課福祉推進係までお問い合わせください。

【支給対象】

● 不足額給付1

次の①～④の条件のいずれかを満たす方

- ① 令和6年中に退職・転職などを行った方
- ② 令和6年中に子どもの出生など、扶養親族などが増加した方
- ③ 令和6年度個人住民税の修正申告を行った方
- ④ 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受けている方

【支給額】

不足額給付額査定
時点の調整給付額

当初調整給付額の差額
(令和6年)

= 不足額給付額
(令和7年)

(端数は1万円単位で切り上げ)

【支給対象】

● 不足額給付2

次の①～③の条件を全て満たす方

- ① 令和6年分の所得税および個人住民税所得割とともに非課税の方（定額減税前税額が0円）
- ② 税制上、扶養親族の対象外の方（青色事業専従者・事業専従者（白色）、合計所得金額が48万円を超える方）
- ③ 低所得世帯向け給付金（※）の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

※1 低所得世帯向け給付金とは次のいずれかを指します。

- ・ 令和5年度非課税世帯への給付 ▼（7万円）
- ・ 令和5年度均等割のみ課税世帯への給付 ▼（10万円）
- ・ 令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付 ▼（10万円）

【支給額】

定額4万円

（令和6年1月1日に国外居住者であった場合は3万円）